



条件付一般競争入札公告

南関町公告第34号

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和6年4月22日

南関町長 佐藤 安彦



1 競争入札に付する事項

- (1) 工事番号 6まち工第1号
- (2) 工事名 南の関うから館改修工事
- (3) 工事場所 南関町大字関町1230番地
- (4) 工事概要 南の関うから館の改修工事
本体建築面積：2,930.80㎡
内、改修対象本館建築面積：2,655.81㎡
本体延床面積：3,792.28㎡(1階：2,737.45㎡、2階：1,054.83㎡)
内、改修対象床面積：2,464.97㎡(1階：2,224.94㎡、2階：240.03㎡)
- 構造：RC造
- 階数：2階建
- 工事内訳：建築工事：1式
電気設備工事：1式
機械設備工事：1式
外構工事：1式
解体撤去工事：1式

- (5) 工期 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで
- (6) 予定価格 651,926,000円(入札書比較価格：592,660,000円)
- (7) その他

- ア この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。
- イ この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
- ウ この入札には、最低制限価格を設けている。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

別紙のとおり

別紙

1 工事の施工方式等

- (1) 本工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による施工とする。
- (2) 共同企業体の構成員数は2とする。（代表者は熊本県内、構成員は南関町内とする。）

2 入札に参加する者に必要な資格及び共同企業体の構成員となる者に必要な資格に関する事項等

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しない者
- (2) 公告日から開札日までの間において、本町から南関町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成20年12月17日告示第106号）の規定による指名停止の措置を受けている期間が存在しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者であること。
- (4) 構成員は、本工事について他の共同企業体の構成員となることができない。

3 共同企業体の代表者となる者に必要な資格に関する事項等

前項に定めるもののほか、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 熊本県内に営業所（本社・支店等）を有する者
- (2) 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）における建築一式工事の総合評定値（P）が1000点以上の者
- (3) 建築一式工事における建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による許可を受けており、建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 平成26年4月以降に、元請で次に掲げる要件を満たす工事を完成し引渡した実績を有する者（ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が20%以上のものに限る。）
なお、この工事の発注者には、民間も含むものとする。
・鉄筋コンクリート又は鉄骨鉄筋コンクリート造、2階建て以上で延床面積2,000㎡以上。
- (5) 本工事において次の要件をすべて満たす技術者を専任で配置することができる者。この場合において、当該技術者は、申請者との雇用関係がある者であること。なお、様式第4号の提出書類に記載された配置予定技術者の変更は、原則として認めない。
ア 建築一式工事業における監理技術者として従事するための資格要件を満たす者（監理技術者講習の受講から5年を経過していない者であること。）
イ 平成26年4月以降に上記（4）と同様の工事において、現場代理人又は専任の技術者（主任技術者又は監理技術者）として従事した経験を有していること。（工事の途中で変更になっている場合は、経験として認めない。）
ウ 許可業種の区分に関係なく、建築業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっていない者

4 共同企業体の代表者以外の構成員となる者に必要な資格に関する事項

第2項に定めるもののほか、次に掲げる事項に該当する者とする。

「構成員」

- (1) 南関町内に本社・支店等を有する者
- (2) 建築一式工事業における建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による許可を受けており、建設業法第15条の規定に基づく特定建設業の許可を受けおり、経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）における建築一式工事の総合評定値（P）が800点以上の者
- (3) 本工事において次の要件をすべて満たす技術者を専任で配置することができる者。この場合において、当該技術者は、申請者との雇用関係がある者であること。
なお、様式第5号の提出書類に記載された配置予定技術者の変更は、原則として認めない。
ア 一級建築施工管理技士、一級建築士又はこれと同等以上の資格を有する者
イ 許可業務の区分に関係なく、建設業法第7条第2項及び第15条第2項に規定する営業所の専任技術者となっていない者

5 共同企業体の出資比率

- (1) 代表者の出資比率は、構成員中最大か又は同等とすること。
- (2) 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、30%以上でなければならないものとする。

6 一般競争入札参加資格審査申請の方法等

(1) 提出書類

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）
- ウ 委任状及び使用印鑑届
- エ 営業許可等の状況
- オ 同種工事の施工実績調書（工事概要及び施工を証明する書類を含む。）
- カ 配置予定技術者状況調書（資格、従事経験及び雇用関係を証明する書類を含む。）

(2) 受付場所 南関町役場 総務課

(3) 受付期間 令和6年4月22日から令和6年5月2日

受付時間 9時00分～16時00分まで

（ただし、土、日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

(4) 提出方法 直接持参すること（郵送及びFAXは認めない。）

7 入札参加資格決定通知の方法等

(1) 通知日 令和6年5月9日

(2) 方法 電子メールにより通知し、入札参加資格決定通知書は別途交付する。

8 契約条項を示す場所

南関町役場 総務課

9 設計図書等

設計図書等は、入札参加資格決定を受けた者に対し、電子媒体でそれぞれ交付する。

10 設計図書等に関する質疑書の受付、回答の時期及び方法

(1) 受付場所 南関町役場 まちづくり課

(2) 受付期間 令和6年4月22日9時00分から令和6年5月9日12時00分まで

(3) 回答時期 令和6年5月14日17時00分まで

(4) 回答方法 回答日から入札日までまちづくり課において閲覧に付し、南関町ホームページでも公表する。

11 入札の期間及び方法等

(1) 入札の期間 令和6年5月16日（木）から令和6年5月29日（水）まで

(2) 入札の方法 電子入札システムによること。

(3) 入札の回数 入札回数は1回とする。

※ ただし、競争入札に参加しようとする者が1者である場合でも、本競争入札を行う。

(4) その他 南関町工事入札心得その他関係規定を承知のうえ入札すること。

12 工事費内訳書の提出

(1) 入札書に記載される入札金額と一致した工事費内訳書を電子システムに入札書とともに添付すること。

(2) 提出後の差替えについては、入札公告に示す入札・契約担当部局の承認を得たうえで、入札公告に示した開札日時に入札公告に示した場所に持参すること。

(3) 工事費内訳書の様式は「9」により交付された様式に基づき作成するものとし、記載内容は項目毎の金額を明らかにすること。

- (4) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではないが、工事費内訳書の提示が無い場合は、当該入札を無効とする。

13 開札の日時及び場所

- (1) 開札日時 令和6年5月30日(木)9時00分から
(2) 開札場所 南関町役場 総務課

14 入札参加資格の喪失

第7項の入札参加資格決定通知後において、当該通知をされた者が第2項各号に掲げる資格要件を満たさなくなったとき、又は入札参加資格審査申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本工事の入札に参加することができない。

15 入札条件等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除する。
(2) 予定価格及び最低制限価格
ア 予定価格 592,660,000円(消費税及び地方消費税相当額を除く。)
イ 最低制限価格 有
(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札に記載すること。
(4) 入札参加資格決定通知をされなかった者の入札書は、これを開札しない。
(5) 入札参加資格が確認された者であっても、確認後に指名停止措置を受けて指名停止期間中である等、入札時点において2に規定する入札参加資格を有しなくなった者のした入札は無効とする。

16 請負契約

- (1) 本競争入札に付する工事に係る請負契約(以下「請負契約」という。)の締結には、南関町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第10号)第2項の規定により南関町議会の議決が必要であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後に本契約となる。
(2) 落札者の決定後、請負契約締結までの間に競争入札において落札した者が指名停止措置を受ける等、2に掲げる入札参加資格を有しなくなった場合には、請負契約を締結しない。

17 担当課等

●工事に関する担当課

南関町役場まちづくり課
熊本県玉名郡南関町大字関町64番地
電話番号 0968-57-8501

●入札に関する担当課

南関町役場総務課
熊本県玉名郡南関町大字関町64番地
電話番号 0968-57-8500